

荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則 改正前後対照

改正後	改正前
(建築計画書の届出) 第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した建築計画書(別記第5号様式)により行うものとする。 (1) 名称、計画場所、<u>用途</u>、敷地面積等 (2) (略) (3) 建築主<u>又は開発者</u>、設計者及び施行者及び施行者の住所及び氏名 (4) から (5) まで (略) 2 (略) (建築計画変更書の届出) 第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した建築計画変更書(別記第6号様式)により行うものとする。 (1) 及び (2) (略) (3) 建築主<u>又は開発者</u>、設計者及び施行者及び施行者の住所及び氏名 (4) から (5) まで (略) 2 (略) (駐車施設等の設置基準等) 第9条 (略) 2 条例第12条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、建築物の計画内容によりこれによることを要しないと区長が認めた場合<u>又は次項の規定による空地が設置される場合は</u>、この基準を緩和することができる。 (1) から (3) まで (略) 3 (略) (防災対策の基準等) 第10条 (略)	(建築計画書の届出) 第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した建築計画書(別記第5号様式)により行うものとする。 (1) 名称、計画場所、計画区域面積等 (2) (略) (3) 建築主、設計者及び施行者及び施行者の住所及び氏名 (4) から (5) まで (略) 2 (略) (建築計画変更書の届出) 第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した建築計画変更書(別記第6号様式)により行うものとする。 (1) 及び (2) (略) (3) 建築主、設計者及び施行者及び施行者の住所及び氏名 (4) から (5) まで (略) 2 (略) (駐車施設等の設置基準等) 第9条 (略) 2 条例第12条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、建築物の計画内容によりこれによることを要しないと区長が認めた場合は、この基準を緩和することができる。 (1) から (3) まで (略) 3 (略) (防災対策の基準等) 第10条 (略)

2 条例第13条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) 住戸の数が100以上で、かつ10階以上に住戸を有する場合において、変電設備、自家発電設備、分電盤及びこれらに付随する設備又は機器等（以下「電気設備」という。）を設置するときは、当該電気設備の設置について、その敷地の存する区域における水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項に規定する浸水した場合に想定される水深を考慮すること。ただし、建築物の構造又は敷地の位置若しくは状況によりこれによることが困難であると区長が認めた場合は、この限りでない。

(5) (略)

(6) (略)

(管理の基準)

第16条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した表示板を、管理人室入口付近の壁等外部から見やすい場所に設置すること。

ア 共同住宅等の名称

イ 管理人の氏名（法人の場合は、当該法人の所在地及び名称）

ウ 緊急時の連絡先

(2) 前号の表示板を屋外に設置する場合は、表示板には腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料を使用し、容易に落下しない方法で取り付けること。

2 条例第13条第2項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) (略)

(5) (略)

(管理の基準)

第16条 条例第20条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる事項を記載した表示板を、管理人室入口付近の壁等外部から見やすい場所に設置することとする。

(1) 共同住宅等の名称

(2) 管理人の氏名（法人の場合は、当該法人の所在地及び名称）

(3) 緊急時の連絡先

2 及び 3 (略)

(その他の協議事項)

第 18 条 (略)

2 条例第 22 条の規定による協議は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) から (6) まで (略)

(7) 条例第 22 条第 7 号に掲げる事項に関するもの 周辺の店舗及び工場に及ぼす影響を緩和するための措置の実施、周辺の店舗及び工場との調整並びに入居者への説明について行うこととする。

(8) (略)

3 (略)

(用途変更届出書の届出)

第 20 条 条例第 24 条の 3 第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した用途変更届出書 (別記第 11 号様式) により行うものとする。

(1) 名称、計画場所、敷地面積等

(2) 用途の変更をする日

(3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 前項の用途変更届出書には、次に掲げる図書 (区長が添付を要しないと認めるものを除く。) を添付するものとする。

(1) 変更理由書

(2) 案内図

(3) 公図の写し

(4) 配置図

(5) 平面図

(6) 立面図

(7) 断面図

(8) 建築物の用途を旅館に変更する場合にあつては、次に掲げる図書

ア 荒川区旅館業法施行条例 (平成 24 年条例第 4 号) 第 1 条の 3 第 1 項の報

2 及び 3 (略)

(その他の協議事項)

第 18 条 (略)

2 条例第 22 条の規定による協議は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) から (6) まで (略)

(7) 条例第 22 条第 7 号に掲げる事項に関するもの 周辺の店舗及び工場に及ぼす影響を緩和するための措置の実施並びに周辺の店舗及び工場との調整について行うこととする。

(8) (略)

3 (略)

<u>告をしたことを証する書面の写し</u> <u>イ 建築物の防火性能及び構造耐力を示す書類</u> <u>(9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書</u> (公表) <u>第 2 1 条</u> (略)	(公表) <u>第 2 0 条</u> (略)
--	---------------------------------------

各様式 (略)

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。